藤枝市財務規則の一部を改正する規則

藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第１４６条中「契約書」の次に「（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

第１４７条前段中「仮契約書」の次に「（当該仮契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第１４８条第２項中「請書」の次に「（当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。